令和８年度 第２回湯河原町真鶴町
プラごみ等資源化減量化検討委員会資料



令和８年７月27日（月）

１．プラスチックごみのリサイクルについて

（１）前回会議を踏まえた方向性

○両町のごみを取り巻く状況

１　１人当たりのごみ量が圧倒的に多い

１人当たりのごみの量は湯河原町1,451ｇ/日、真鶴町1,115ｇ/日であり、県内平均753ｇ/日と比べて高い数値

→原因は、リサイクルの遅れや安易に廃棄してしまう習性など、また、ごみ処理予算の増大につながっている。

２　プラスチックごみの分別がされていない

県内では、両町のみ

→ごみ問題に対する危機意識の希薄さ

３　国等の制度の動き

プラスチック資源循環法の制定により、一層のプラスチックリサイクルの推進

→県内でも家庭からのすべてのプラスチックのリサイクル化にかじを切っている自治体が増加

プラスチックごみの分別・リサイクルは必要

分別は家庭や地域、事業者の意識、行動に関わるため、理解が得られるよう進めていく必要がある。

（２）理解を得るために議論すべきこと

①　分別の必要性

○プラスチックごみの焼却によって排出される二酸化炭素の削減
→　プラスチックごみ１トンを燃やすと2.77トンの二酸化炭素が発生すると言われています。

○限りある最終処分場の容量の延命化に繋がります。

○資源を循環させることで、環境負荷の軽減に繋がります。

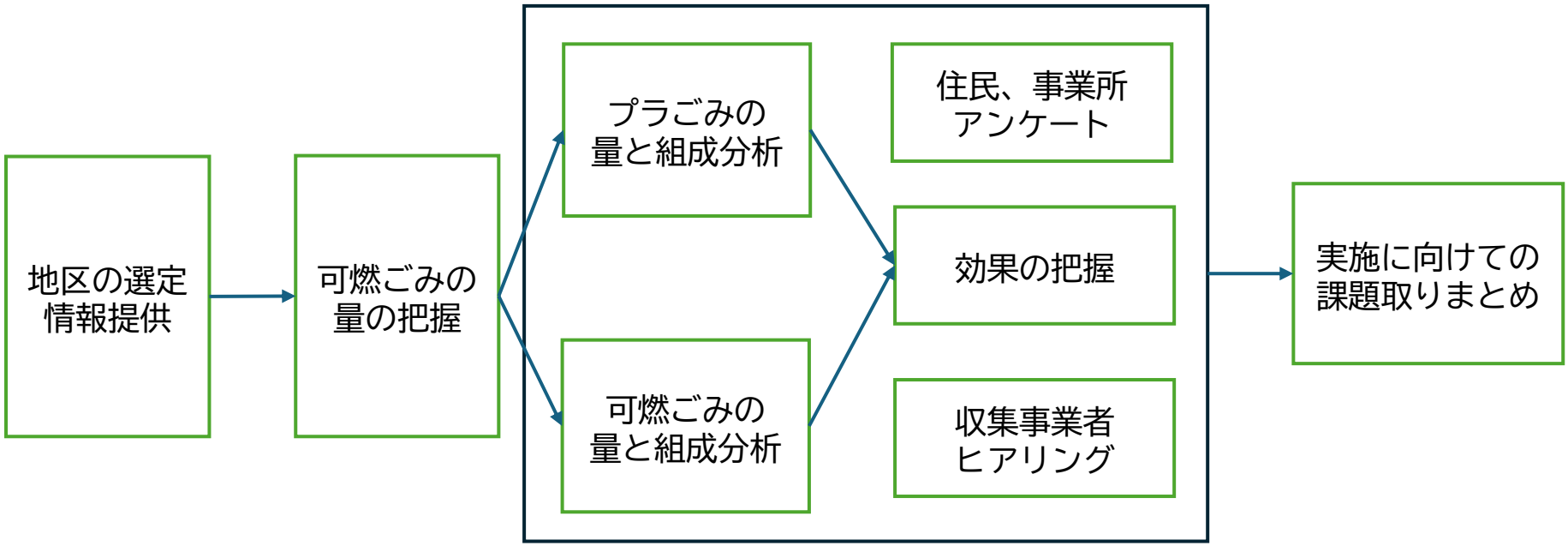
②　分別の方法

○「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を一括で収集するか、分けて収集するか
→　プラスチックごみの分別例（P11～P12＜参考２＞）
→　異物混入について（P13～P15＜参考３＞）

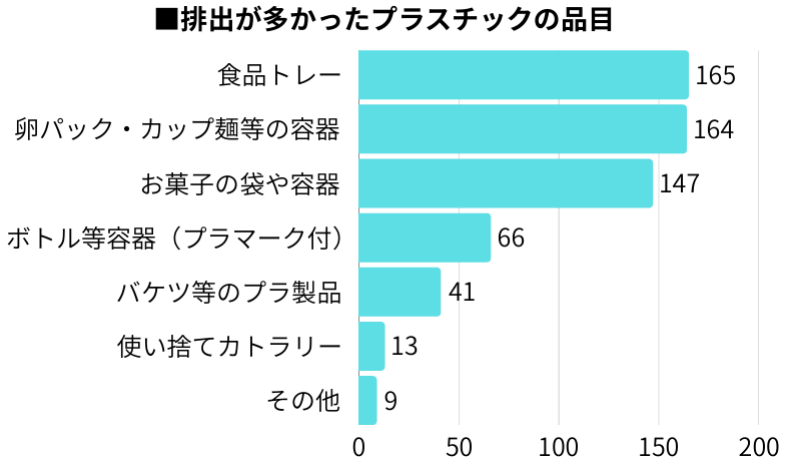
○プラスチックごみのリサイクル（再商品化）する方法として、「指定法人ルート」とするか、または「大臣認定ルート」とするか（P9～P10＜参考１＞）

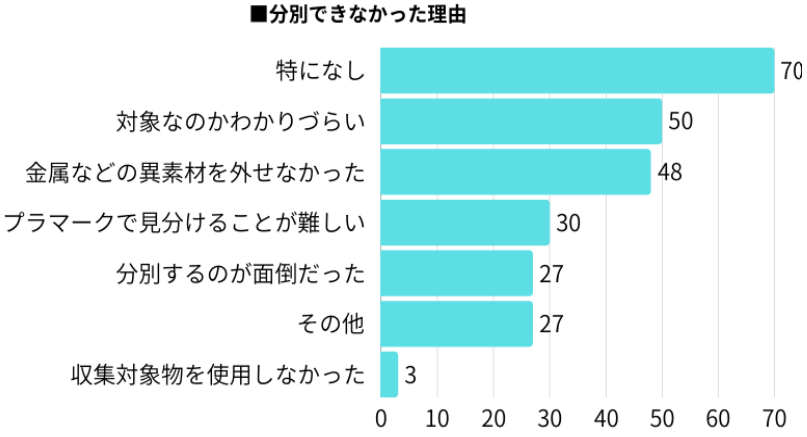
③　分別の導入に向けた実証試験

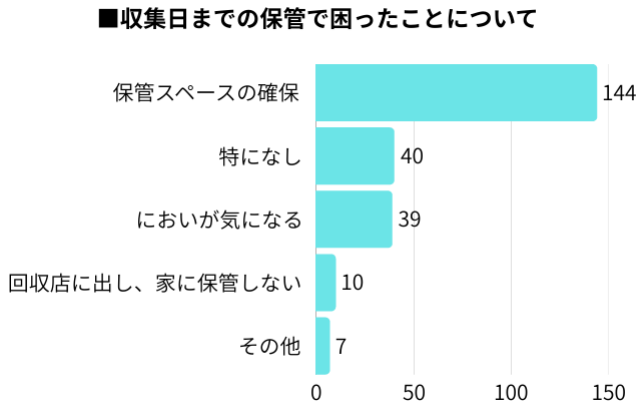
- プラスチックごみの分別排出を住民、事業所の理解を得て、円滑に行うために、期間と地域を限定し、実証試験を行います。
- 実証試験の中でアンケート調査を実施し、分別の浸透度、行政側のしくみの改善点の有無などの課題を抽出します。
- 事前に対象地区の住民、事業所への情報提供などもあり、令和９年度以降に実施します。

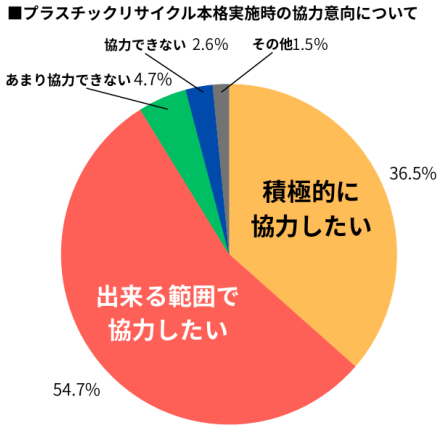


アンケートのイメージ(袖ヶ浦市ホームページより)

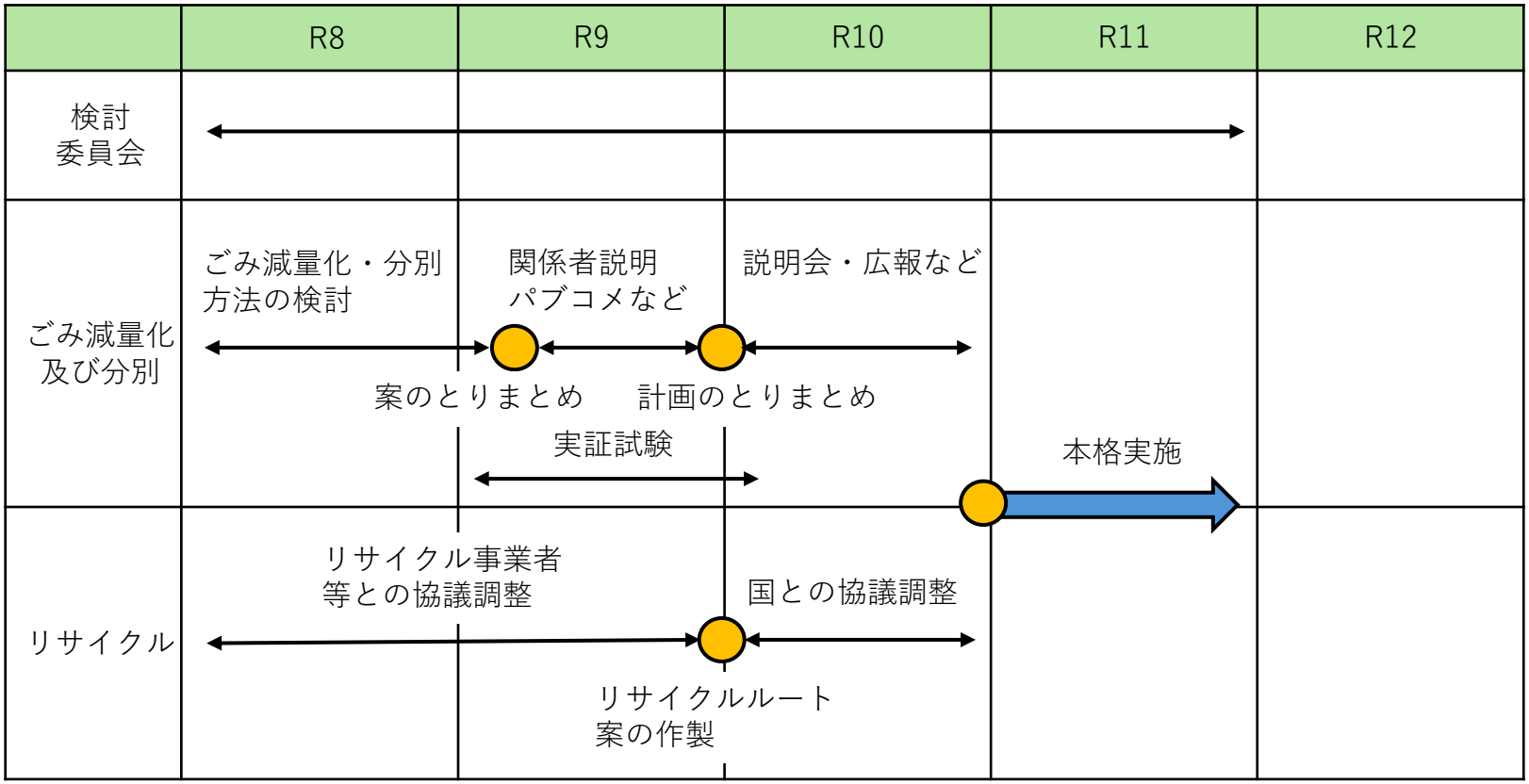








④　全体のスケジュール（案）

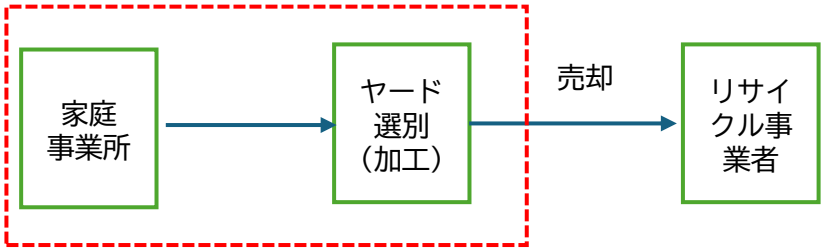
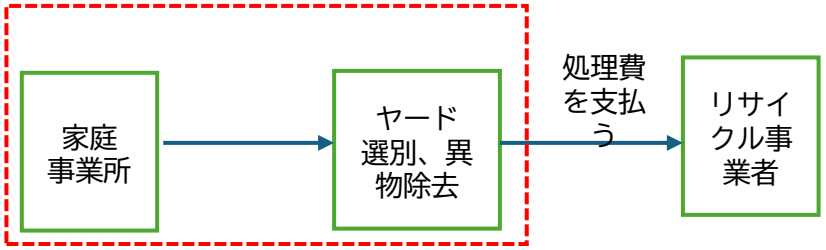


⑤　ごみ減量化の取り組み

プラスチックごみの分別、リサイクルの実施だけでなく、両町のごみに関する課題としてごみの減量化が重要なテーマとなります。次回、第３回の検討委員会で掘り下げていきたいと考えています。

リサイクルのしくみ(1)

- 燃やすごみの量の削減のためには、リサイクル可能なものは、リサイクル化していくことが重要です。そのためには、ごみを排出する際の分別が重要な役割を有します。
- 一方、リサイクル化には、種類によって費用のかかり方が異なります。そのリサイクル化のしくみも町民、事業者に理解していただくことが大切です。

	リサイクルのフロー	品目
ヤードで選別し、売却できるもの		ビン、缶、ペットボトル、剪定枝、紙類、布類など
ヤードで集約し、処理費を支払うもの		ガラス、プラスチック類、陶器類など

リサイクルのしくみ(2)

	処理先	処理量 （トン）	処理単価 （円/トン）	参考
ガラスびん （無色）	三栄ガラス 株式会社	85	9,900	
ガラスびん （茶色）	同上	62	9,900	
ガラスびん （その他の色）	同上	71	11,000	
ＰＥＴボトル （上期）	株式会社 大誠樹脂	23.1	-31,300	R6　-47,500
容器包装 プラスチック				小田原市 72,400 円/ｔ

トピックス　廃棄物とリサイクルについて

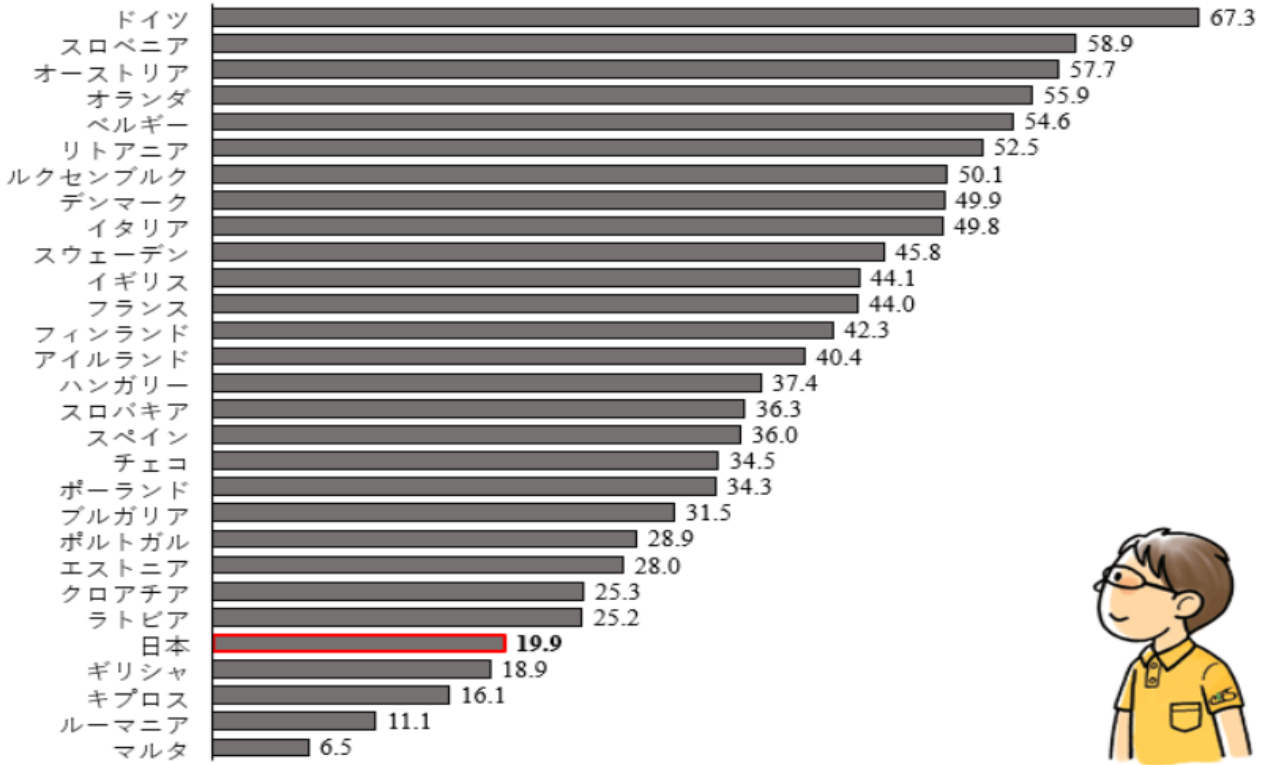


図1　日本とEU加盟国におけるごみのリサイクル率（%）

国立環境研究所より

＜参考1-1＞プラスチックごみの再商品化の方法

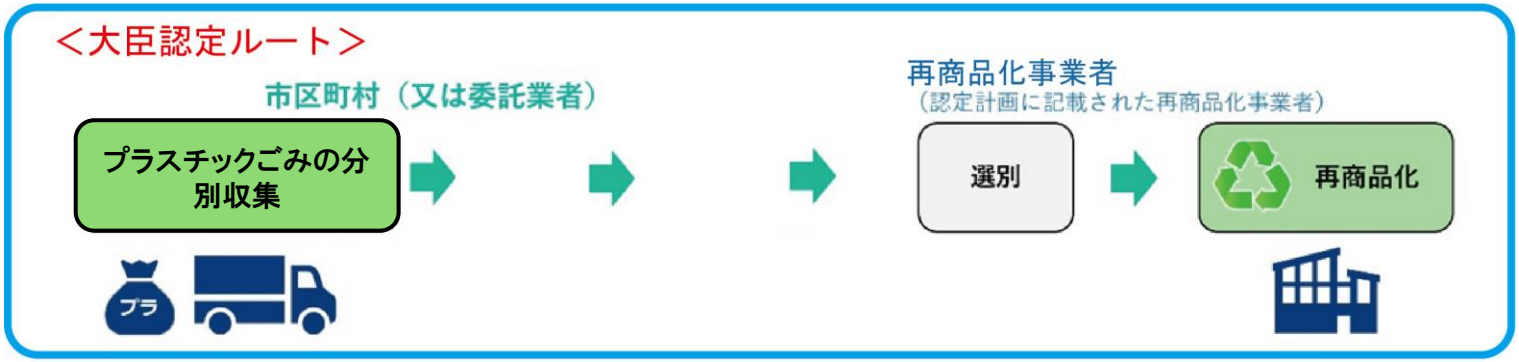
◆指定法人ルート

容器包装リサイクル法に基づき、指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法



◆大臣認定ルート

市町村が単独で又は共同で再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化事業者と連携して再商品化を行う方法



出典：プラスチック資源循環総合サイト（一部修正）　https://plastic-circulation.env.go.jp/gov/bunbetsu

＜参考1-2＞指定法人ルートと大臣認定ルートの比較

比較項目		指定法人ルート		大臣認定ルート	
容器包装プラスチック、製品プラスチックの分別		△	引き渡しの業者の体制によっては、分別する必要がある。	○	一括収集のまま再商品化業者に出すこともできる
中間処理（選別・梱包）		×	自治体での選別・圧縮梱包が必須 （自治体側で、汚れや異物を取り除き、規定のサイズに圧縮梱包するための人件費や設備費を負担する）	○	再商品化事業者との合意次第で簡略化可能
再商品化	再商品化手法	△	日本容器包装リサイクル協会の入札で決まるため、自治体は選択不可	○	自治体が主体的に選択可能
	最低引渡数量	△	10トン車に積載できる程度の分量 （中間処理施設での保管で対応可能）	△	再商品化事業者との契約による。 少量の場合は、一時保管か、周辺自治体との共同事業とする必要がある。
	処理の安定性	○	国の指定法人である日本容器包装リサイクル協会が担保するため安定性は高い	△	民間事業者である再商品化事業者の状況に依存する
トータルコスト		△	外部委託費は低いが、中間処理（梱包施設・人件費）が高コストとなる	△	再生事業者に中間処理から再商品化までの委託をするため外部委託費は高くなるが、中間処理の簡略化でコストを削減できる可能性がある
事務手続き		○	比較的軽い （再商品化事業者の選定や入札手続きを日本容器包装リサイクル協会が代行する）	×	計画策定や申請のハードルが高い

○：優れている　×：劣っている　△：どちらともいえない

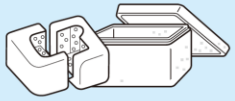
＜参考2-1＞プラスチックごみの分別方法の具体例【伊勢原市】

資源プラスチックについて　令和８年４月から

今までと変わらず出せるもの

容器包装プラスチック


カップ・パック・トレー類


発泡スチロール・緩衝材

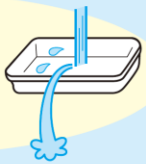


袋・ラップ類・ラベル類


ペットボトル
などのふた


ボトル類

固形物が残らない程度に
軽くすすぐか、
汚れをふき取って出す



対象品目



NEW

製品プラスチック


タッパー


ハンガー


クリアファイル


ジッパー付き
保存袋


コップ・カップ


バケツ


洗面器


スプーン
フォーク
ストロー


歯ブラシ


電池・電気を使わず
金属部分の無いおもちゃ

- 100%プラスチックのみでできているもの
- １番長い辺が50cm未満のもの
 （広げた場合を含みます）
- 厚さが５mm未満のもの
- 汚れていないもの

一緒に 透明か半透明の袋に入れ
容器包装プラスチックと **同じ曜日・同じ集積所** へ出す

出典：いせはら分別ガイド（令和８年２月）

＜参考2-2＞プラスチックごみの分別方法の具体例【伊勢原市】

対象外のもの

プラスチック以外の素材がついているもの





ネジなどの金属やゴム、シリコン部分があるものは対象外です。

※金属やゴム・シリコン部分を取り外し、プラスチック素材のみにすると、資源プラスチックとして出せます。

処理施設の機械故障の原因に

➡ 燃やすごみへ

厚さが5㎜以上のもの



➡ 燃やすごみへ

プラスチックではないもの



※長靴、ゴム手袋やゴムホースはプラスチックではありません。

➡ 燃やすごみへ

※ホースは２m以下に裁断

繊維製品



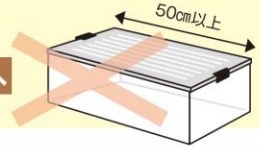
ナイロンやポリエステルなど

➡ 資源物へ

リチウムイオン電池などの電池が内蔵された製品

発火や火災の危険 ➡ 拠点回収へ

１辺の長さが50㎝以上のもの



衣装ケースなど

➡ 粗大ごみへ

ペットボトル



キャップ・ラベルを外し

➡ 資源物へ

キャップ・ラベルは

➡ 資源プラ

家庭用医療用品や不織布マスク、カミソリなどの刃物



針等による作業員の怪我や感染の原因に

家庭用医療用品 ➡ 排出禁止物

※注射器・針などは医療機関等へ

不織布マスク ➡ 燃やすごみ

カミソリ ➡ 素材に応じて 燃やすごみ または 不燃物

汚れているもの

中身や汚れが残っているもの、食べ残しや土などの固形物が付いているもの

➡ 燃やすごみへ



広げると50㎝以上になるもの

ひも状やシート状のもの

処理施設の機械故障の原因に

※50㎝未満に裁断すると

➡ 資源プラ

※50㎝以上は、２m以下に裁断したたんだり束ねたりして

➡ 燃やすごみへ



収集や処理施設に影響を与えるもの



ビーズクッションや**パイプ枕の中身**は散乱したり、機械に吸着すると、収集や施設の停止の原因になります。50㎝未満は燃やすごみの日に中身がわかるよう貼り紙をして出してください。50㎝以上は粗大ごみ。



燃料用ポリタンクは、空に見えても微量の油分や蒸気が残ることがあります。キャップを外して、20ℓまでは燃やすごみ。引火防止のため燃やすごみに出してください。

出典：いせはら分別ガイド（令和８年２月）

＜参考3-1＞異物混入の課題と対応

ごみ収集現場では、異物混入により安全性や処理の継続性に関する課題が生じており、プラスチックごみを分別収集する場合も課題になる。

◆禁忌品（絶対に混ぜてはいけないもの）の例

・発火・火災の原因：リチウムイオン電池、乾電池、ライター、電子たばこ、スプレー缶等



・作業員のケガや感染症リスクの原因：カミソリ、注射針等



・リサイクル障害の原因：金属、電気製品、プラスチック以外の素材



◆異物混入の対応

・皆さまに協力いただけるよう分別ルールを丁寧に継続的に周知する必要があります。

＜参考3-2＞異物混入によるものと推定される火災の例（川口市朝日環境センター）

発生：令和７年１月３日、ごみピットから出火。

火災による影響：ごみクレーンなど基幹設備が大きく損傷し、市全体の焼却能力の約６割を喪失した。その結果、ごみ収集車はもう一つの処理施設（戸塚環境センター）に集中し搬入渋滞が発生、１月９日・10日の２日間は家庭ごみ収集を停止した。また、近隣自治体や民間処理施設へ焼却処理を委託した。

原因：不明。ただし有力な可能性としてリチウムイオン電池等の発火性廃棄物の混入を想定。

影響：復旧・再発防止工事の契約総額（見込額）は約24.23億円。これとは別に他の自治体等への委託処理費が発生。

復旧状況：令和７年９月より焼却処理を一部再開。令和８年３月１日から全面復旧。

出典：川口市朝日環境センターごみピット火災事故報告書（令和８年２月、川口市）



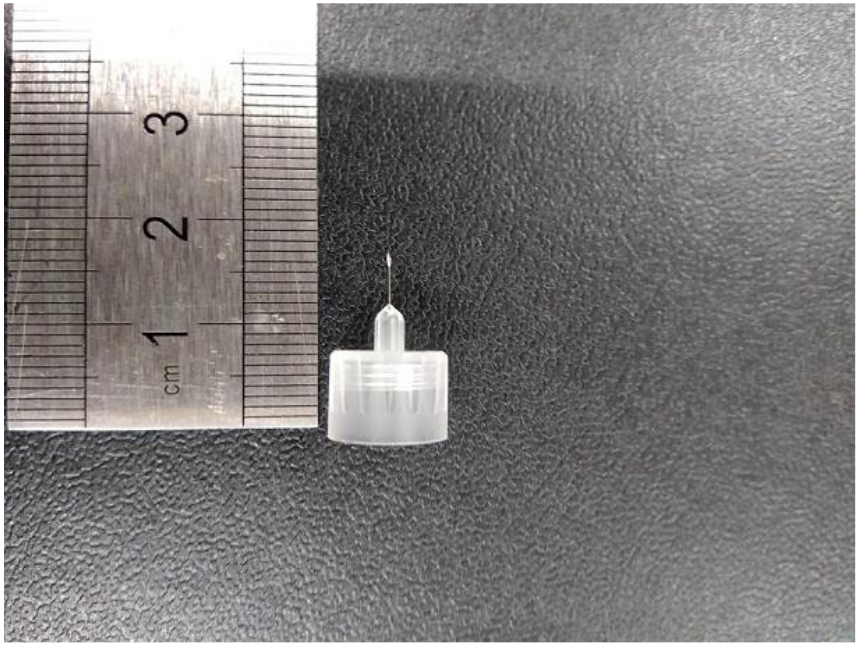


新潟市新田清掃センターで発生したリチウムイオン電池が原因と推測される火災（平成29年6月）

出典：新潟市HP

＜参考3-3＞異物混入による事故の例（小平・村山・大和衛生組合）

令和７年５月９日、小平・村山・大和衛生組合の資源物中間処理施設で、作業員が手選別作業中に、混入していたインスリン注射針を誤って刺してしまう事故が発生。感染症を防ぐため、作業員は直ちに病院を受診。



出典：小平市HP

2．食品リサイクルについて

（１）食品ロスの状況

◆問題

食料の多くを輸入に依存している我が国において、大量に食品が廃棄されている。

◆対策

①食品ロスの発生抑制（家庭等における食品廃棄量の削減）
②廃棄食品の有効利用（フードバンク、食品リサイクル等）
など

【参考】全国の食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果
（令和６年度）



出典：消費者庁HP「2024(令和6)年度食品ロス量推計値の公表について」https://www.caa.go.jp/notice/entry/046549/

（２）食品リサイクルの必要性

◆温室効果ガスの削減

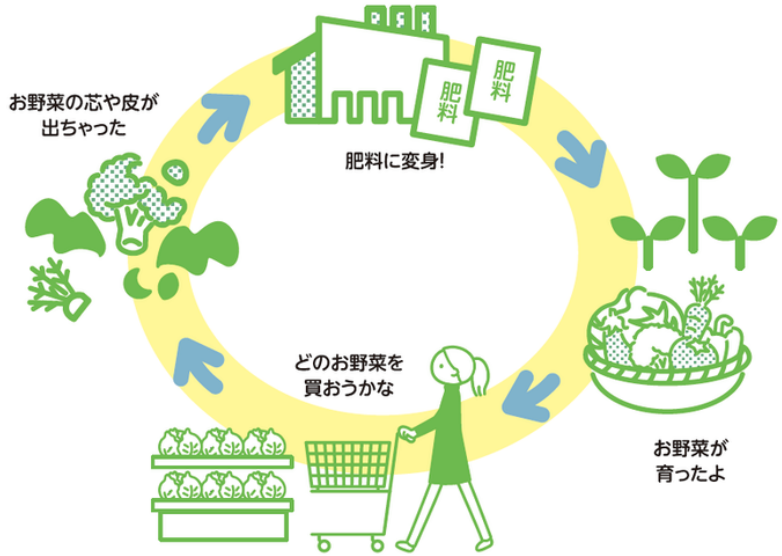
・食品廃棄物が焼却される際に排出されるCO_2の削減になる。

◆循環型社会の形成

・食品廃棄物を肥料（堆肥）や飼料として再利用することで、資源の有効活用になる。

◆最終処分場の延命化と処理コスト削減

・生ゴミは水分を多く含み、焼却のコスト（燃料代）がかかるともに、焼却炉の寿命を縮める。リサイクルによって焼却量を減らすことが重要。



食品リサイクルのイメージ

出典：広島市HP

（３）自治体における食品リサイクルの方法

①堆肥化

食品廃棄物を微生物の力で分解し、肥料（堆肥）として再利用する方法。

・自家処理：家庭用生ゴミ処理機等の購入に対する補助金制度を設け、各家庭での処理を推進。

・堆肥化処理施設：中規模な施設で集中的に堆肥化を行い、出来た堆肥を地元の住民や農家へ還元する循環モデルを構築。

②飼料化

食品廃棄物を乾燥・発酵等させて、家畜や養殖魚の飼料として活用する方法。

一般家庭の生ごみの飼料化は、ビニール等の異物混入の防止が難しく、ごく限られた自治体しか実施していないが、学校給食のみを対象とした飼料化事例は多くある。

③メタン発酵（バイオガス化）

食品廃棄物をメタン発酵させて、回収したメタンを発電や熱エネルギーに利用する方法。発酵後の残渣（消化液）を液肥として農業に利用することも可能。

【参考】堆肥化の事例　葉山町

・令和３～６年度の実証試験を経て、令和７年３月より生ごみの分別収集を開始。

・令和７年８月に完成した生ごみ資源化処理施設において生ごみを堆肥化処理。

※生成された堆肥は、クリーンセンター等で町民に配付している。

※年間約3,000万円の経費（輸送、焼却費用）削減と、CO_2削減を見込んでいる。

・収集回数を変更

（実施前）燃やすごみ週２回　→　（実施後）燃やすごみ週１回、生ごみ週２回



出典：ごみと資源物の分け方・出し方（葉山町、令和７年３月）

【参考】飼料化の事例　群馬県館林市

・館林市の学校給食センターでは、令和５年度から、給食残菜や野菜くずをリサイクル事業者に搬入し豚や鶏の飼料とする「給食残菜のリサイクル」に取り組んでいる。

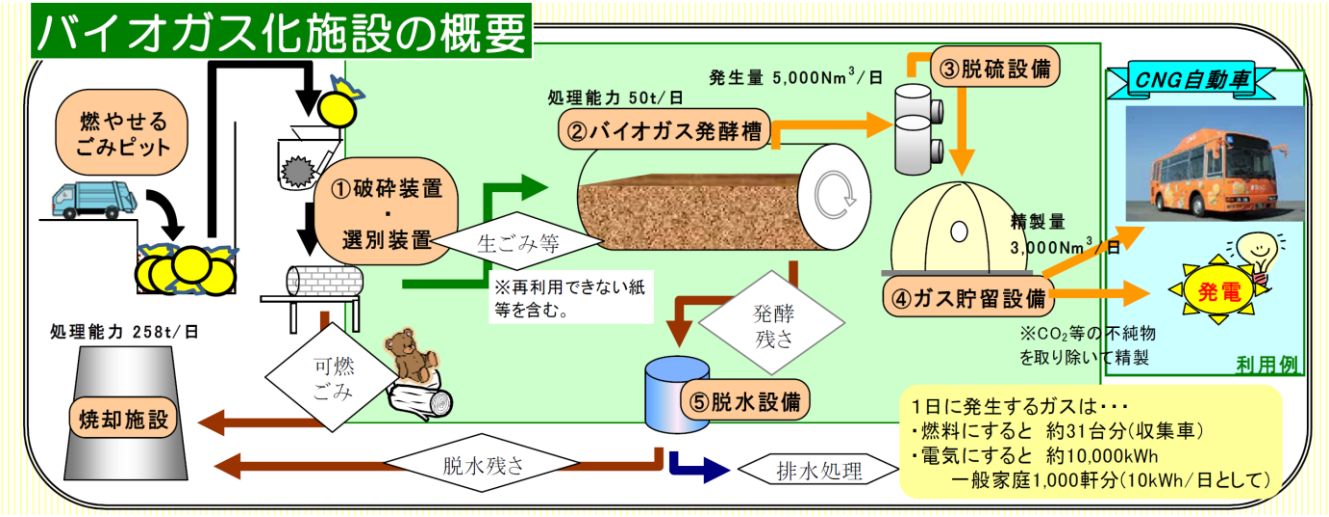
・令和６年10月から、飼料を食べた鶏が産んだ卵を加工して給食で提供しており、「給食残菜の循環型リサイクル」を実現。



出典：館林市HP「給食残菜の循環型リサイクルについて」
https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s098/kosodate/030/090/230/20241128101624.html

【参考】メタン発酵（バイオガス化）の事例　東京都町田市

- 町田市では、生ごみ処理機等を活用した家庭での自家処理を勧めているが、それでも排出される生ごみを資源化するため、バイオガス化施設を導入した。
- 町田市バイオエネルギーセンターは、焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設を有するごみ処理施設で、令和４年１月に供用開始した。
- バイオガス化施設は、可燃ごみから生ごみと紙類を機械選別して発酵槽に送り、生成されたバイオガスを燃焼させてガスエンジン発電機を回し、発電を行う。
- 生ごみの処理能力は50t/日で、１日に発生するガスは電気にすると一般家庭約千軒分に相当する。



① 破砕装置･選別装置：搬入されたごみを細かくして、そこから生ごみ等を取り出す。生ごみの選別効率は90%以上。

② バイオガス発酵槽：空気を必要としない微生物の力を使い、生ごみ等からバイオガスを発生させる。

③ 脱硫設備：発生させたバイオガスから硫化水素などを取り除く。

④ ガス貯留設備：バイオガスを安定･継続的に使用するために低圧状態で一時保管する。

⑤ 脱水設備 発酵残さから水分を取り除く。

出典：ごみ資源化施設建設NEWS Vol.6（平成25年５月、町田市）